

山梨労働局では「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（有期特措法）」、「平成26年度過重労働解消キャンペーン（指導結果）」「マタニティハラスメント」ほかを内容とする「人事担当者のための労務管理セミナー」を平成27年6月26日（金）に山梨県立図書館で開催しました。会場には人事労務担当者の方はじめ、大勢の方にお集まりいただきました。

山梨労働局では、引き続き労働関係法令の周知を始めとしたセミナーを開催してまいります（[前回のセミナーの様子](#)）。

「人事担当者のための労務管理セミナー」を開催しました ～男女雇用機会均等月間にあわせ「マタニティハラスメント」の留意点も説明しました～

平成27年4月1日から有期特措法が施行されています。特措法認定調査員より、特措法の概要、特例を適用するための認定申請の手順、留意事項の説明等を行いました。有期特措法のお問合せは、山梨労働局監督課までお願いします（[有期特措法の手続はこちら](#)）。



26年度指導結果の説明を行う監督課長

男女雇用機会均等月間にあわせ、妊娠・出産等を理由とする嫌がらせ（マタニティハラスメント）について及び女性就労に関する日本の現状・将来について雇用均等室長より説明を行いました。職場でのマタハラについては雇用均等室までお問合せ下さい（[マタニティハラスメントの資料、報道発表資料はこちら](#)）。



特措法の説明を行う特措法認定調査員

監督課長より、山梨労働局行政運用方針、平成26年度「過重労働解消キャンペーン結果」、平成27年6月4日発表の「定期監督実施結果」を監督指導事例を含めて説明をおこないました。

（[行政運営方針の資料](#)、[過重労働解消キャンペーン結果](#)、[定期監督実施結果の資料はこちら](#)）



マタニティハラスメントの説明を行う雇用均等室長